

会議録

1 監査委員から請求人への質疑

問1 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条違反について
教育委員会は、営利目的の産業振興・商品開発のために受託者にメールで指示を出しており、それが地教行法第21条違反であるという主張でよろしいか。

答 はい。

問2 地方自治法第232条の2違反について

当初の目的とは異なった内容の成果物に対して公金を支出することは地方自治法第232条の2違反とあります。後段に、仕様書とは異なる業務を契約締結後に指示・強要することとありますが、地方自治法の第何条に違反するとお考えか。

答 今、正確には頭に入っていない。

問3 地方自治法第2条第14項違反について

産業経済部の管轄に教育委員会が予算を投じていることが地方自治法第2条第14項違反であるという主張でよろしいか。

答 はい。

問4 地方自治法第2条第14項違反について

10億円規模の公設拠点を建設しようとする本市の方針は、どの資料で確認されたか。

答 久保田市長の新聞報道だったと思う。

問5 行政決定プロセスの瑕疵

請求の対象にしている業務委託において、「建設ありきで進める契約」を、どの資料のどの部分で確認されたか。

答 令和6年度の委員会提言書と令和7年度の拠点整備基本構想策定業務である。

問6 文化財保護法第3条違反について

請求の対象にしている業務委託において、文化財保護法違反はどのような関連で主張されているか。

答 直接的な関連性はなく、バックボーンである。

問7 「日本遺産（Japan Heritage）」認定・評価実施要項違反について
請求の対象にしている業務委託、文化財保護法違反はどのような
関連で主張されているか。

答 直接的な関連性はなく、バックボーンである。

問8 今回の請求は、地方自治法第242条に規定する6項目の内どれに当
てはまるのか。

答 (1)公金の支出が○、(3)契約の締結・履行が△というイメージ

2 請求人の陳述

請求の要旨の補足を受けた。